

# 国民投票法が 成立しました

## 憲法改正に向けてはじめての一步です

5月14日、参議院で日本国憲法の改正の手続きに関する法律、いわゆる国民投票法が与党と民主党の一部の賛成多数により可決成立しました。これにより、1947年に日本国憲法が施行されて以来60年という長い年月を経て、はじめて憲法改正に必要な法的手続きが整備されたこととなります。

## なぜ国民投票法が必要なのか

日本国憲法第96条は、憲法改正に関して書かれた条文です。しかし、国民投票法が成立するまで、実際に憲法改正をするための方法や手段を具体的に定めた法律はありませんでした。つまり憲法に書かれているにも関わらず私たちは憲法を改正することができなかった、憲法に書かれた権利を行使することができなかったということです。一方で、実際に憲法を改正することと憲法を改正することができるということは全く別のことです。今回の法律で大切なことは、まず憲法を改正するという憲法に書かれた権利が保障されたことです。そして更に大切なことは、憲法を改正するかどうかを決めるのは主権者である皆さんであるということです。

(裏面に続きます)

## 憲法改正手続きの流れ

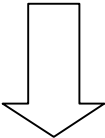
### 1. 国会の発議

原案の提出（関係のある条文に分けて提出されます。例えば9条と環境権の創設はそれぞれ別の案として提出されます）

審議（主に憲法審査会が審議の場になります）

議決（衆参それぞれ総議員の三分の二以上の賛成が必要）

両院での可決、国会の発議 = 国民への提案

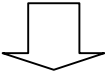
60日から  最大180日の国民投票運動期間

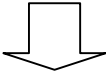
### 2. 国民投票

- ・ 18歳以上の人投票できます（公職選挙法や民法などの改正が必要です）
- ・ 投票用紙に書かれた賛成又は反対の文字のどちらかにをつけて投票します（どちらかに×を付けたり、二重線で消したりする方法も有効です）

有効投票総数の過半数で承認

不承認

  
憲法改正成立

  
廃案

### 3. 天皇の公布

おこのぎ八郎さんを支援する会

横浜市神奈川区反町1-7-1

TEL: 045(323)6000 FAX: 045(323)2974

E-mail: g00833@shugiin.go.jp

<http://www.hachirou.com>